

農業を始めたい方・農業規模を拡大したい方へ

農地の貸し借りのルールが変わります！

農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年3月末に農地の貸借制度が農地中間管理事業（県農地中間管理機構を介した貸借）へ変わり、これまでの「利用権設定」は廃止されます。

農地中間管理事業（イメージ）



農地中間管理事業では、中間管理機構が所有者から農地を借り受け、希望する農業者へ貸し出す（転貸）する制度です。

農地中間管理事業のメリット等

①所有者への賃料は農地中間管理機構から確実に振り込まれます。（賃貸借契約の場合） ②契約期間満了後は、所有者に農地が返却されます。 ③農業の担い手※となる農業者が経営基盤として適切な耕作・管理をします。④固定資産税の優遇が適用される場合があります。 ⑤申請から効力の発生までに2～3か月程度の時間がかかります。

手続きは、これまでの「利用権設定」と大きく変わりません。詳しくは白川町農業委員会（役場農林課農務係）までお気軽にお問合せください。

白川町農業委員会（役場農林課農務係）

電話0574-72-1311 内線272 F A X 0574-72-1317